

福祉文教常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成25年6月25日 午前 9時30分 開会 午前11時59分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	委員長 竹内恵美子委員 副委員長 鈴木京子委員 二宮加寿子委員 三澤龍夫委員 吉川重雄委員 関 威國委員 渡辺順子委員（議長）
4 傍聴議員	奥津勝子議員 片野哲生議員 高橋富美子議員 坂田よう子議員 清水弘子議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 依田教育長 相田町民福祉部長 小嶋福祉課長 小島障がい福祉担当主幹 波多野障がい福祉係長 植地副課長兼高齢福祉係長、矢野町民課長 片倉町民協働係長 佐野スポーツ健康課長 山口副課長兼スポーツ推進係長 福島教育部長 岩本学校教育課長 佐川生涯学習課長 瀬戸子育て支援課長 小島副課長兼教育指導係長 守屋子育て支援課主査
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 増尾 克治
7 協議等の事項	<p>(1) (仮称) 介護ボランティアポイント制度について</p> <p>(2) 障がい者の医療費助成制度について</p> <p>(3) 大磯町自転車等駐車対策協議会の経過について</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大磯町スポーツ表彰について</li> <li>・東海大学医学部附属大磯病院産科診療再開に向けての経過報告について</li> <li>・大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針について</li> <li>・大磯町子ども・子育て会議委員構成の報告について</li> <li>・東日本大震災復興支援事業作品展について</li> </ul>
8 その他	一般傍聴 なし

(1) (仮称) 介護ボランティアポイント制度について

福祉課からの説明概要は次のとおりである。

この介護ボランティアポイント制度は、高齢者がボランティア活動に積極的に参加することにより、高齢者自身の介護予防を支援するとともに、ボランティア活動がより活発化することを目的とする制度である。平成19年に東京都稲城市が実施して以降、全国的に広がり、神奈川県内においては、横浜市、相模原市、藤沢市、平塚市が実施している。

平成24年5月に、本制度について神奈川県から考え方として五つのポイントが示された。1点目は、ボランティア活動はポイントを貯めることをボランティア活動の励みとした有償ボランティアとする、2点目は、ボランティアの活動場所は福祉施設が中心となる、3点目は、ポイントの管理として、活動実績の集計、ボランティア受入施設の負担軽減等を含め検討する、4点目は、ポイントの換金等は、換金制度、協賛企業等からの特典提供、地域振興に資する位置づけ等の可能性を検討する、5点目は、ポイントの上限(換金の上限)は、地域の実情に応じたポイント数とする、全国的には年額5,000円が多い。

この内容を受けて、平成24年度に(仮称)大磯町介護ボランティアポイント制度検討会を設置して検討し、ボランティアという言葉を使わない「大磯はつらつサポーター事業」とした。

事業(案)の概要は、目的は、ボランティア活動を通じ、元気な高齢者がこれまでの知識や経験を活かし、活動する方自身の健康づくりや生きがいづくりを促進する。財源は、介護保険特別会計、地域支援事業の一次予防事業とする。

対象者は、大磯町に住民登録のある介護保険第1号被保険者(満65歳以上)で要介護認定を受けていない者とする。活動先は、介護保険施設、障がい者福祉施設を中心とする。活動内容は、受入施設等に指定された施設から希望が出された活動内容で決定する。例えば、レクリエーションの指導などである。ポイントの付与は、1時間の活動に対し100ポイント、1日200ポイントを上限とし、年間5,000ポイントを上限とし、ポイント累積期間は1年間とする。町の負担は、活動前の活動参加希望者講習会の開催、活動参加者の保険加入、ポイント交換事務、ポイント管理用カード作成、活動先施設へのスタンプ配布などである。

今後の予定は、秋ごろから各施設への事業説明、活動受入施設への登録説明会及び登録、活動希望者への説明会、講習会及び登録を行い、平成26年4月から事業を開始する予定である。

◎主な質疑

問：神奈川県ではなぜ4市しか実施していないのか。よい制度であればもっと活用されていると思うがどうか。

答：平成24年度の時点では4市であったが、全国的に、神奈川県内でも本制度を検討しているところは多い。海老名市が今年度から実施し、山北町

も検討している。今後、全国的に制度実施が進んでいくと認識している。

問： 対象者が65歳以上という点など、何が原因で進まないのか。なぜ、町村では山北町だけなのか。説明があったように町職員の負担など、まだ未成熟であると感じるが、予算として経費がどのくらいかかるのか。これ以上、町職員に負担させて実施する内容なのか。介護施設などが自ら実施して、それを町が支援する形ではないのか。

答： 他の町の具体的な検討状況は把握できていない。65歳以上の方が対象という点、町が直営で負担を負って行うのかという点の考え方は、介護予防という部分で、65歳以上の在宅の方が積極的に地域や介護施設等で活動することで、自分が介護の必要な状態にならずに健康を保持する介護予防事業として進めることを考えている。町が介護予防事業として進める背景には、国、県の特定財源が交付されることにある。国、県の負担により、町負担が12.5%という少ない負担の中で効果的に介護予防事業を実施していきたいためである。また、予算は活動する方の60人を目標とし、年間50～60万円ほどを考えている。

問： 介護に関する関心を持ってもらうために、対象者を65歳以上の方とするのではなく、若い方が参加できる体制をとる必要がある。制度検討会には大学生も参加しており、もう少し時間をかけて若い人を巻き込んだ制度とすることはできないか。

答： この検討会では、若い人の意見も聞いた中で制度を考えた。その中では、65歳未満の人も対象となるのではないかという意見もあったが、検討会としては、まず、介護予防事業として制度をスタートさせ、ボランティアの範囲を広げること等制度の検証、検討を続けていくこととした。

問： ボランティアポイントが、1時間100ポイント、1日2時間、年間5,000ポイントであるが、それ以上ボランティアを行っている人の差をどのように考えるのか。

答： 今回の介護ボランティア制度は、ボランティアに対する対価ではなく、ボランティアを行うきっかけづくりに重点を置いている。ボランティアを1日2時間以上行うことを阻むものではない。

問： 60歳未満や70歳以上の方が一緒にボランティア活動をしている状況が多いが、この点はどのように説明していくのか。

答： 今回の介護ボランティアポイント制度は、個人の介護予防事業としてスタートさせるものであり、活動団体については制度について説明していく。

問： 元気な高齢者を増やすという点で、90歳を過ぎた元気な方でも活動できるのか。また、保険の対応はどうなるのか。

答： 年齢制限は設けないが、自己管理をしながら元気でボランティア活動をしていただくという制限はある。保険については、町で負担する予定である。

- 問： 1点目は、第三者がしっかりポイント管理をしなければいけないということで、無償ボランティアが有償の時間と無償の時間に分かれるなど、施設運営のいろいろな点で影響がでると思われるが、施設の対応は大丈夫なのか。2点目は、事業の予算は、今年度の介護予防サービス等給付費給付事業の介護予防サービス給付費から支出するのか。
- 答： 1点目のポイントの管理については、検討会に施設やグループホームの人が参加した中で検討しており、生じる事務手続き等について施設として十分に理解していただいている。2点目の予算については、介護予防一次対象者施策事業で予算化する予定である。
- 答： この事業は、一次予防事業として町で行っている色々な予防事業のくくりの中で考えており、50万円～60万円ほどの予算を見込んでいる。これに関しては、財源内訳として、国、県、町の負担割合があり、町は要した費用の12.5%の負担となる。となる。
- 問： 1点目の検討会の施設を教えてください。2点目は、予算面で、現在、実施している予防事業の内容が低下することのないよう、調整はどのように進めるのか。
- 答： 1点目の検討会に出席した施設は、老人保健施設、グループホーム介護施設、障害施設である。2点目については、既存の一次予防事業予算を削減する考えではなく、国、県の補助を受け新たに開始する事業と考えている。
- 問： 1点目の検討会には特別養護老人ホームは入っていないのか。2点目について、介護保険料は介護保険計画の介護に必要なサービス総量を割り戻して決めるため、全体のバランスをとらなければならなくなるのではないのか。
- 答： 検討会には特別養護老人ホームは入っていないが、活動ボランティアの状況は確認している。また、グループホームが大磯恒道会の関係であるため、周知はされている。2点目の介護保険については、介護サービスの範囲の中で、一次予防事業の現状を踏まえて組むことになるが、転倒予防教室など、現在実施している事業への大きな影響はないと考えている。
- 問： この制度を実施することで期待される効果はどのようなものか。
- 答： 実際に開始してみないと具体的な効果は見えないが、高齢者が外に出るとのこと、ボランティア活動をするということ、地域における人の繋がりが生まれるということはとても重要である。実際、厚生労働省の調べでは介護保険サービスの利用が12円ほど減ったというところもあり、実施している稲城市、世田谷区、新宿区などでも少しずつ効果が上がっている。
- 問： 施設でボランティアの受け入れについて手を挙げたところはあるのか。
- 答： 開始が平成26年4月からで、まだ募集をしていないために正式にはないが、希望するボランティアの種類を言ってきている施設はいくつかある。

問： 平成 26 年 4 月からの実施で時期的にかなりタイトであり、施設の負担も増えると思われるが、施設へ説明し、理解を得るなど、その点は大丈夫なのか。

答： 今までになかった負担をお願いすることとなるが、検討会においては受入れ施設の可能性がある施設の人にも理解していただいております、さらに必要に応じた個別具体的な説明を行う必要があると考えています。

問： 資料 14 ページに今後の予定として 12 月に活動受入施設登録説明会及び登録とあり、その前に活動参加希望者の募集も行うなど、13 ページの活動イメージで進むよう施設への周知等、スケジュールどおりに行うことができるのか。また、活動希望者の募集時期をもう少し明確にできないのか。

答： 平成 26 年 4 月にスタートさせるため、活動受入施設への説明会を 11 月～12 月に行う。また、本制度が固まってきた早い段階でボランティアへの説明を行い、1 月～2 月に登録、3 月には手帳の配布、受入施設の活動内容の提示等具体的な事務手続きに入る。

答： 本事業は、受入施設及び現在、ボランティアを行っている方に対する説明が一番のポイントになる。現在、ボランティアを行っている方に対しては十分説明し、本制度の理解を得た中で、登録していただきたいと考える。

## (2) 障がい者の医療費助成制度について

福祉課からの説明概要は次のとおりである。

今回の障がい者の医療費助成制度の改正内容は 2 点あり、1 点目が所得制限の導入、2 点目が 65 歳以上の新規障がい者に対する助成の除外である。本日は、医療費助成制度改正の中間報告となるが、制度改正に当たりパブリックコメントを実施したのでその結果を報告する。

パブリックコメントは、2 点の改正内容について意見募集を行った。1 点目は、負担の公平性の観点から、所得制限を導入し、一定額を超える所得がある方を制度対象外とする、2 点目は、新規に障害者手帳を取得した年齢が 65 歳以上の方を制度の対象外とするというものである。意見募集期間は今年の 2 月 27 日から 3 月 29 日までの約 1 ヶ月間であり、3 名から 8 件の意見があった。

意見の概要としては、高額所得者も制度の恩恵を受けており、不公平感を払拭する意味で賛成する、障がい者の方には医療費助成制度のほかに様々な制度があるため賛成する、境界線上の収入の方がある日を境に従前と違う制度となるために反対する、今の制度を堅持してほしい等の内容であり、改正案に賛成が 2 件、反対が 2 件、その他意見が 4 件の合計 8 件という内訳である。

医療費助成制度の検討経過は、資料 3 ページのとおり、昨年 11 月 22 日に本委員会協議会で説明後、11 月 23 日の行政評価において、制度改正に向けた代替案を検討すべきであり、たとえば家族所得を考慮した所得制限の実施方法の検討

などとの意見があった。また、資料4ページのとおり、11月29日の社会福祉委員会では、65歳以上の新規手帳取得者を一律対象外とせず、障がいに係る部位の受診は可能にする等様々な方向性を協議してはどうかなどの意見があった。平成25年度の障がい者医療費助成制度予算額は、平成24年度と比較して3%増額の1億6,500万円を計上している。

この障がい者医療費助成制度の見直しは、限られた財政状況の中、本制度の将来にわたる安定的な維持・運営を図り、障がい者に対して、医療費助成のみでなく必要なサービスを提供していくために必要であると考えている。

### ◎主な質疑

問： パブリックコメントの意見提出者3名で、賛成が2件、反対が2件であるがどのように意見が分かれたのか。また、県の医療費補助制度の見直しにより、町として医療費助成制度をどのように考えていくのかをもっと多くの人から意見を求めるべきではないか。このパブリックコメントの数字が精査できているのか疑問に思うがどうか。

答： パブリックコメントの3名から8件の意見は、1名の意見を細かく分類し、集計した結果である。3名と少ないが、それ以外に障がい者団体、障がい者施設からの意見を聞いている。また、県が補助率を下げ、町の負担が増えていること、利用対象者の増加に伴い医療費が年々増加している中で制度を維持しなければならないことも改正理由の一つである。

問： 町は高齢化に伴い対象者が増えるのであり、障がい者の方の意見を聞くことは当然であるが、今後、もっと一般町民の意見を広く集める方法を考えるべきである。また、県の改正に伴う町の負担増については、高齢者人口が増加することを見据えて、障がい者の医療費の部分のみでなく、もっと公平感を持った中で制度を見直す必要があると思うがどうか。

答： 制度改正については、65歳の新規の方を対象から外す考えであるが、大磯町独自の対象部分（例えば身体障がい者3、4級）についても検討している状況である。

問： 町全体として高齢者が増えていく中で、今回の改正のみでなく医療、介護、福祉関係全体について、今後見直す部分が出てくると思うが、その辺をどのように考えているか。

答： 指摘の点については、広く福祉、介護、場合により健康づくりスポーツなど、常に横断的に事業を見直しながら進めていきたい。また、パブリックコメントについては、ホームページや広報紙において、また障がい者団体などに説明した中で、人数等が少ないという結果であった。今回は中間報告であるが、今後も検討を進める過程において報告していく。

問： 資料2ページの4に、所得制限をした場合は、対象外となる人を年間50人程度と見込んでいるが、その所得制限額はどのくらいか。また、同

ページの5に、削減効果として年間500万円程度削減されるということから制度改正を行おうという考えか。

答： 所得制限の基準額は、特別障害者手当の基準額を準用して、扶養がない場合は360万4,000円であり、対象外が約50人、削減効果として年間500万円程度を見込んでいる。

問： 資料3ページの行政評価では、所得制限については、本人の所得だけでなく家族の所得も考慮する必要があるという意見であるが、この点をどのように考えているか。

答： 障がい者本人に所得がなく、家族に所得のある人はいるが、障がい者世帯は世帯分離が多く、正確な所得を公平に把握することが難しいこと、県が同様に本人所得のみで判断している等から、本人の所得により判断していきたいと考えている。

問： 今回の町の制度改正の考えは、500万円を削減するために改正を行うことが予測されるが、町としてサービス時間を増やすとかプラスの考えは何かあるのか。

答： 所得制限は、所得で360万4,000円、収入では500万円近くとなり、負担の公平性の観点から設ける必要がある。また、障がい者に対しては、福祉制度や様々なサービス等があるが、サービス等に利用には所得制限が設けられる状況にある。町としては助成対象を縮小する方向で検討しているが、障がい福祉サービスを手厚くしていきたいと考えている。

問： 資料4ページの平成25年2月22日の平成25年度予算の総括質疑では、平成25年度の医療費は変更なくそのままであるとの答弁であったが、27日から実施したパブコメでは10月から改正するという内容であった。総括質疑の答弁内容とパブコメの内容が違っているのはおかしいし、パブコメの内容も心配である。

今回の制度改正の考え方は、資料3ページの行政評価における意見の詳細な分析が不足しているということに尽きる。条例第1条に規定する「保健の向上」のためには詳細な分析が必要である。介護ボランティアによる介護認定サービスの利用者削減を図ること、「おあしす24」による医療給付費の削減を図ること等、相当にすそ野を広げて全体的に考えなければならないことであると思う。この検討に当たっては、もっと資料が必要である。

答： 平成24年11月22日の本委員会協議会において、パブコメを1月に実施して、制度改正の議案を6月議会に上程する予定の報告をし、平成25年10月実施の予定で作業を進めていた。しかし、作業の遅れ等もあり、現状に至っている状況である。また、資料の関係であるが、本日はパブコメの状況を報告したが、今後、改正案が策定できた状況において、資料を用意して説明したいと考えている。

意見： 今日では中間報告であるが、行政評価と社会福祉委員会の様々な意見を町としてどのように捉え対応していくのか、次の報告のときに議会に示してほしい。

(3) 大磯町自転車等駐車対策協議会の経過について

町民課からの説明概要は次のとおりである。

大磯町自転車等駐車対策協議会は現在3回開催し、現状の把握、課題の抽出、その検討を行ったので、ここで中間報告する。

第1回の対策協議会は平成25年2月14日に開催し、町自転車等駐車場の現状、計画地（駅前用地）の状況、基本設計委託の内容について説明を行った。第2回の対策協議会は3月26日に開催し、自転車等駐車場計画地及び東西自転車等駐車場の現地視察後、導線計画、施設規模について協議を行った。第3回の対策協議会は5月31日に開催し、大磯駅前用地利活用検討の状況、交通量調査の結果報告、駐車場分散化の検討結果報告について説明を行った。

対策協議会としては、西自転車等駐車場利用者が東側計画地へ向かう導線変化による通学路、駅前ロータリー等の安全対策についてJR、警察、道路管理者、交通機関等の意見を踏まえ、計画地への自転車進入経路を県道及び町道側の2箇所とした。また、施設規模については、現状の駐車定数1505台を踏まえ、ニーズ調査を行い柔軟に対応し、分散化も検討すべきという意見があった。

対策協議会の今後の予定は、第4回を8月～9月に開催、第5回を10月～11月に開催し、12月を目処に基本設計案の意見をまとめていきたい。

また、資料4ページのとおり町民参加型による駅前用地の利活用検討のための町民ワークショップ（政策課）が6月13日に開催されている。

◎主な質疑

問： 来年4月に西自転車等駐車場の契約が切れることにより、駅前用地の平面利用、駐輪場ラックの撤去等の費用の検討を進めなければならないし、新たな駐輪場の建設規模等に係る委託も検討する段階であると思うが、その作業が見えていないが具体的にどのように進めているのか。

答： 4月の駐輪場閉鎖に伴う費用は、当初予算に計上しており、平面利用で計画している。その工事の発注については、来年2月ごろを予定している。また、新たな駐輪場の規模は、町民ワークショップでも示しているが、ゾーニングを作成した中で、規模等の案を提示して考えていくよう進めている。

問： 将来的な駅前用地について、いま相当な関心が持たれ、さまざまな意見等が町に寄せられているが、まず駐輪場の問題である。来年の4月には駐輪場が使用できなくなるため、利用者に対して駅前用地の平面利用の考え方を示さなければならない。駐輪場をどこに建てるか、形式をどのように



するか、駅前の風月、観光案内所、交番等の後退など、様々な意見があり、具体的なタイムスケジュールを考えて同時進行しなければならない大変難しい政治課題であると思うが、担当としてどのように認識しているのか。

答： 駐輪場の計画は、検討委員会形式で進めていくが、新たに町民ワークショップにより、8月ごろまでに全体敷地のゾーニングにおける駐輪場の意見をまとめてもらい、詳細な検討、基本設計に入っていく予定である。当初、6月末までに基本設計を仕上げる予定であったが、町民意見を取り入れるため12月末までに基本設計を仕上げていく考えである。利用者には8月のゾーニングを待ち、順次説明していきたいと考える。

問： 自転車対策ではなく、駅前用地全体の利活用を含めて考えなければならない現実があり、直営の駐輪場を建て替えるには相当の時間が必要である。両駐輪場利用者が収容できる駐輪場建替えと、駅前用地の利活用の問題をどのように考えるか。

答： 駅前用地全体については、ワークショップの中で検討していただく。直営駐輪場の建替えについては、駅前用地の平地が約3,000㎡であり、東西駐輪場が同時になくなる場合の平面利用ができないことから、東駐輪場を残しつつ、新しい駐輪場を建設した後に東駐輪場を取り壊すという手段も含めて検討してもらおうことになると思う。

問： 町は、駐輪場の建替えの手段、風月、交番、観光協会の対応など、駅前用地の計画を持っているが、それをどのように時系列で考えているのか明確にしなければならない。現在、時期がずれて仮駐車場が必要となり、当初、予定していなかったワークショップ、検討委員会も開催することとなり、議会に対して全体の町の考え方を示さないと何も分からない現状にある。検討委員会やワークショップの委員にもその点が明確に理解されていないと思われるがどうか。また、会議録は作成されているのか。

答： 駐輪場建設は、用地の取得から宮代産業への駐輪場を返還までを踏まえ、平成27年からの供用開始を目指して建築工事を進めることを考えていた。そのため、暫定的な仮駐車場を設ける必要があることから、今年度に仮駐車場予算を計上し、1年間の仮駐車場設置の了承を得ている。また、3月議会の中で町民意見をもっと取り入れてきたいということで若干修正が加わり、もう少し検討期間を取っている状況である。また、会議録については作成してあるので報告していく。

答： 当初予算において、仮設の駐車場、ラック移動の費用計上をしていることを説明した。これは、まず、西自転車駐車場の約800台を暫定的に仮駐車し、その間に駐輪場建設を進める。西駐輪場は返還し、建設終了後に、新たな駐輪場に全自転車を入れ、東駐輪場を取り壊すという予定で予算を計上している。ところが、3月議会等において、5,000㎡の駅前土地のどこに建設するのかをもう少し議論する必要があるという指摘があり、ワー

クショップ、検討委員会を設置することとなった。対策協議会としては、自転車の導線における子どもの通学路の現場確認、導線計画の策定による細かい分析を行い、2箇所の入口を設けることで安全確保を図ることとした。また、全駐車台数が1,505台であるため、駐車場所の検討として、駐車指定からフリーへ変更することによる効率化、女性や高齢者のための図書館駐車場の利用による分散化なども検討している。

問： これは非常に重要な案件で、議会基本条例の重要政策になるのではないかと思う。そのため、交通量、交通導線の調査資料に基づき、至った経過を説明してほしい。議会としても重要な案件として取り組みたいので、資料の提出、詳細な説明をしてほしい。

答： 議論の経過についての情報を説明することは可能であるため準備したい。

問： 町の順序が間違っていると思われる基本的な点がある。ワークショップの意見を踏まえ、基本設計を委託するというのが順序であると思うが、なぜ昨年12月に基本設計を委託したのか。

答： 5,000㎡の土地取得において駐輪場建設が最大重要な案件であるが、駐輪場の位置づけを前提として駅前風景を守るために、町民意見を取り入れた中で基本設計を策定することとしたためである。

問： 6月14日に議員全員協議会で示された先導的官民連携支援事業補助金の中にこの旧島津邸跡地（駅前土地）について詳しく述べている。国の補助金を獲得するために町が策定したものだが、この町有地をPFIやコンセッション方式により活用し、活用先は（仮称）株式会社大磯湘南社ということである。そのため、町はどのような計画や構想を持ち、どのように町民の意見を生かしながら繋げていくのか手続きの流れが見えないがどうか。

答： 補助金の関係であるが、町を元気にしていくため、新たな観光の核づくりなどいろいろな形の中で、特定財源を探すことも大切であり、民間活力の導入も大切である。それには、各課の横の連携を図り、町民のために頑張っていく気持ちである。駐輪場については約1,500人の方が利用している状況であり、雨天での利用等町民の苦労を考えた場合、駐輪場の整備は私たちの使命であると考えている。事象変更等においては速やかに議会に説明しつつ、現時点においては、スケジュールどおり駐輪場を建設するために手続きを進めている。

#### （4）その他（町側からの報告4件）

##### （1）大磯町スポーツ表彰について

スポーツ健康課からの説明概要は次のとおりである。

大磯町では、スポーツの表彰は平成22年施行の「大磯町スポーツ優秀選手の表彰に関する要綱」に基づき、町の広報及びホームページにその功績を掲載

するという対応のみであり、実際、スポーツに関して表彰を行う場合には、大磯町表彰条例に基づき表彰することとなるが、その功績等が表彰基準を満たさないという状況にある。

そのため、平成 23 年に施行されたスポーツ基本法第 20 条の「国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない」という規定により、今回、大磯町のスポーツ表彰を制定した。

表彰対象者は、町内に在住・在勤・在学する者、町内に所在するスポーツ団体とする。表彰の種類はスポーツ優秀賞及びスポーツ功労賞である。スポーツ優秀賞の対象は、オリンピック、国際規模の競技大会等で優秀成績を収めたもの、全国規模の競技大会等で優勝、準優勝、第 3 位以内に入賞したものとする。スポーツ功労賞は、町の発展、スポーツの発展に寄与したものとする。

毎年、1 月から 12 月までに行われた競技大会等について翌年 2 月ごろに開催するスポーツ推進審議会に諮り決定し、3 月ごろに表彰を行いたい。

本表彰は、大磯町表彰条例の対象となる前の教育委員会表彰と同等の位置づけとし、表彰によるスポーツ活動の推進を図りたいと考える。

#### ◎主な質疑

問： 表彰の種類は、個人及び団体という考え方でよいのか。

答： スポーツで優秀な成績を収めた個人及び団体を表彰したいと考えている。

問： 表彰の手続きは、2 月ごろに審議会に諮り、どのように表彰を行うのか。

答： スポーツ表彰の要綱に基づき、スポーツ推進課長が町長に推薦し、スポーツ推進審議会に諮り、決定後、3 月に町長から表彰を行うこととなる。

問： 町で開催されているスポーツ大会で優秀な成績を収めた者の表彰は、この表彰とどのように区別されるのか。

答： 今回の表彰におけるスポーツ優秀賞は、全国規模において優秀な成績を収めた方となるため、長年、町内の大会に参加されている方等は、この表彰の対象外と考えている。

#### (2) 東海大学医学部附属大磯病院産科診療再開に向けての経過報告について

スポーツ健康課からの説明概要は次のとおりである。

東海大学医学部附属大磯病院の産科については、平成 22 年 4 月 1 日以降、休止状態となっている。町は、産科再開に向けた要望も受けており、平成 23 年、平成 24 年の 2 年間をかけてアンケートを実施したので、今回、アンケートの内容について報告を行う。

今回のアンケートの結果は、4月30日に東海大学大磯病院の事務課に手渡し、6月に再度、本日説明する資料を正式に渡している。

まず、平成23年度出産場所等のアンケートの集計結果であるが、実施対象者は乳幼児健康審査、ポリオ予防接種受診児の保護者、妊婦、幼稚園・保育園通園児の保護者、婚姻者の541人である。資料4ページの「東海大学大磯病院に産婦人科があったらそこで出産したいか。」の間については、180人、33.3%の人が「はい」と回答している。次に、平成24年度出産場所等のアンケートの集計結果であるが、実施対象者は乳幼児健康審査受診児の保護者、妊婦の331人である。資料7ページの「東海大学大磯病院に産婦人科があったら、出産を希望しますか。」の間については、134人、50.4%の人が「希望する」と回答している。また、資料8ページは、過去5年間の大磯町、二宮町、中井町の人口、出生数をグラフ化したものであるが、3町とも横ばいの状況である。

町としては、今後も東海大学医学部附属大磯病院の産科診療再開に向けて働きかけていきたいと考えている。

#### ◎主な質疑

問： 報告の意味がよく分からない。町として産科再開を要望しているのであるから、産科再開の見込みが出てきたという報告ではないのか。

答： 平成22年の産科医休止に伴う再開に向けて、大磯町の町長、議会、区長並びに二宮町の町長、議長から要望を提出しているため、町からも町民か産科再開を早期に望んでいる旨を伝える手法の一つとして、今回の約800人のアンケートによる町民の声を病院に伝えるために、報告するものである。

問： 資料3ページの調査結果で、「なくてもかまわない」理由として、近隣地域にあるのでいらない、東海大は出産費が高いのでいらないという意見もあるが、出産費用の交渉などは行っているのか。

答： 町から現時点で費用の話はしていない。しかし、総合病院ということから、産科以外の診療科目が揃っており、安心面で地元の総合病院での出産を希望する声がある。アンケート結果は東海大学に提出しており、費用に関しては病院側で必要に応じた見直しが生じると考えている。

問： 東海大学との交渉はどのように進んでいるのか。

答： 町側は、町長はじめ担当職員が、数十回、東海大学、大磯病院と話をしているが、現時点の東海大学大磯病院、東海大学グループの考えは、全国的に産科医が不足している状況において、産科再開の準備ができないが、伊勢原病院も産科再開に向けた産科医常勤による出産体制を検討している。大磯病院も産科医再開に向けて、町と共に東海大学グループに要望しようという前向きなスタンスとなってきている。

(3) 大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針について

学校教育課からの説明概要は次のとおりである。

教育委員会は、今まで実施してきた体力・運動能力・運動習慣等調査の結果や国府小学校プール建設に伴い子どもの体力低下を懸念する保護者の声等を受け、児童生徒の体力向上の実態を把握し、特色ある実践を推進するため、全体計画の策定等に取り組むことを平成 24 年度教育委員会基本方針の重点施策として、学校教育における子どもの体力向上について検討を進め、本年 3 月に「大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針」を策定した。

本指針は、町がスポーツ基本法を受けて策定した大磯町スポーツ推進計画の学校教育における子どもの体力向上の部分を担うものであり、指針の概要を報告する。

本指針は、「指針策定の背景」「子どもの体力・運動能力・生活習慣」「願う子どもの姿」「施策の展開」「各学校段階における取組み」「家庭及び地域・社会との連携」で構成しており、スポーツ基本法と大磯町スポーツ推進計画を受け、町立幼稚園、保育園、小・中学校の学校教育等における子どもの体力向上に向けた取組みの方向性やアイデアを示したものである。

子どもの体力、運動能力、生活習慣の現状は、昭和 60 年頃と比較すると、子どもの体力は全国的に低い水準であり、体力レベルにも差が生じている。大磯町でも、平成 21 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査において、小学校 5 年生男女が全国平均を下回っている状況である。教育委員会としては、基本方針に基づき、健康体力づくりを基本として、運動能力の向上のみでなく、食育の推進、生活習慣の改善の視点も持って取組みを進める。また、子どもの体力向上は、学校教育等における取組みのみで担えるものではなく、家庭及び地域社会との連携・協力が必要である。

教育委員会としては、各園、各学校の取組状況を把握するとともに、地道な取組みを継続し、子どもたちの体力状況が改善されるよう努めていく。

◎ 主な質疑

問： 指針はよいが、指針を実践していくことが一番大事である。また、大磯町の小学校 5 年生男女が全国平均を下回っているということであるが、その原因の把握と対応についての考えはどうか。

答： 指摘のとおり、この指針を受けて学校や園がどのくらい実践し、充実させていくかという点が大事である。今後、各学校や園の取組み状況は報告していく。また、ホームページで学校・園の取組状況のお知らせを開始したが、その中で体力向上の取組みについてもお知らせしている。

意見： この取組指針は大事にしていってほしいし、放課後子ども教室などを合わせて立体的に進めてほしい。ただし、先生の負担は相当であり、

その疲れは子どもに跳ね返ってくると思われるため、工夫をしながら進めてほしい。

問： 資料6 ページの教育委員会としての方策の中で、「外遊び充実のための環境づくりへの支援」「外部指導協力者やスポーツイベント等についての情報提供」とあるが、具体的にどのようなことを考えているのか。

答： 外遊び充実のための環境づくりは、場所の設定や運動時の必要な器械・用具等の充実等で予算が必要な部分もあるが支援をしていきたい。また、外部指導協力者については、社会で行われているスポーツイベント等における指導者情報など教育委員会で取得している情報を学校に提供していきたい。

問： 外遊び充実のための器械・用具ということであるが、小学校の開門時間が短くなり外遊びする時間が少なくなっていると思うが、その点についての考えはどうか。

答： 外遊びの場所や時間については、この指針に盛り込むことが難しかった。1日の日課の中で、どのように外遊びの時間を確保するかということは、今後、各学校において日課表の見直し等の対応ができるようになればよいと考える。

#### (4) 大磯町子ども・子育て会議委員構成の報告について

子育て支援課からの説明概要は次のとおりである。

大磯町子ども・子育て会議は、3月議会定例会で大磯町の附属機関として設置することが可決された。会議の委員は、大磯町子ども・子育て会議規則第3条に基づき委嘱し、委員は14名である。

教育・保育等の関係者4名で、たかとり幼稚園・国府保育園長、こいそ幼稚園長、サンキッズ大磯園長、国府小学校長である。幼稚園・保育園の関係者は2名で、国府保育園保護者会会長、サンキッズ大磯保護者会会長である。保健福祉の関係者は3名で、平塚保健福祉事務所保健福祉課長、民生委員・児童委員協議会、(福)素心会地域支援センターそしん所長である。公募町民は2名で、5名の応募の中から、国府地区の主婦、大磯地区の主婦を選考した。学識経験者等町長が認める者は3名で、東海大学准教授、国府学童保育会指導員、大磯町次世代育成支援対策地域協議会元会長である。

また、この会議については、8月ごろの開催を予定している。

#### ◎ 主な質疑

問： 公募町民は、偶然に国府地区と大磯地区の方が選ばれたのか。それとも町として基本的な考え方があり、国府と大磯の幼稚園関係者を選んだのか。

答： 今回は、選考の結果、偶然、幼稚園の関係者となった。

問： 5名の応募の中から幼稚園児のいる方を選んだのか。それとも、ランダムに選んだ結果なのか、町民公募の考え方を聞きたい。

答： 選考については、選考委員会が小論文により決定した。優秀な評価の方を選び、偶然に国府地区と大磯地区の方に決まった。

問： 選考条件は決まっていないということでしょうか。

答： 特定せずに選考した結果である。

#### (5) 東日本大震災復興支援事業作品展について

生涯学習課からの説明概要は次のとおりである。

星槎グループ国際学園と町、教育委員会との共催で、東日本大震災復興事業として作品展の開催を予定したので、その内容を報告する。

東日本大震災から2年が経過し、被災地復興がなかなか進まない中、被災地の持続的支援の方法の一つとして文化芸術の力を活用するため、本支援に賛同する日本を代表するアーティストの作品展を開催したいと考えている。また、この企画は、大磯町における文化・芸術活動の充実の一環として意義があると考えている。作品展開催に至った経過は次のとおりである。

平成23年に文化庁長官近藤誠一氏が日本経済新聞「明日への話題」に文化政策の論考を掲載していた。その直後に東日本大震災が発生し、各地で伝統行事、文化系活動の自粛ムードが広がる中、伝統行事や文化芸術活動は人を元気づける力があるとして、積極的に行うことを提言してきた。

震災後2年が経過して震災の記憶が薄れていく中、復興教育に支援を文化芸術の力を借りて進めようとする近藤氏に共感した、日本を代表するアーティスト21人の作品と連載コラムを1冊の本にまとめ、本の収益金を被災地活動団体に寄贈し、活動支援を行っている。この活動に賛同した星槎グループ学校法人国際学園が21点の作品を購入し、購入による被災地支援と併せて購入作品を各地で展示して被災地の思いを共有する企画を考えている。

町としては、被災地復興支援の観点、子どもたちに本物の作品にふれる機会を持たせるといった文化芸術活動の両面から、作品展の開催を調整している。

今後の予定は、9月8日から29日まで、郷土資料館において作品展を開催したいと考えている。また、この作品展を広くPRするため、7月19日にプレス会見を予定している。

#### ◎ 主な質疑

問： 星槎グループ学校法人国際学園は、21点の作品を購入し、収益金を被災地で活用するという点を教えてほしい。また、星槎グループでは、被災地支援は世界子ども財団が行っているが、学校法人で購入したのか。

答： 国際学園の購入金が被災地で活動している団体に寄贈されたということである。また、購入は、学校法人国際学園が購入したが、子どもたちに本物を見せ、絵を描いた画家たちの震災に対する思いを馳せる等、創造力を養う教材としての活用等も念頭においているものと考えている。

その他委員会からの意見はなく、福祉文教常任委員会協議会を終了した。